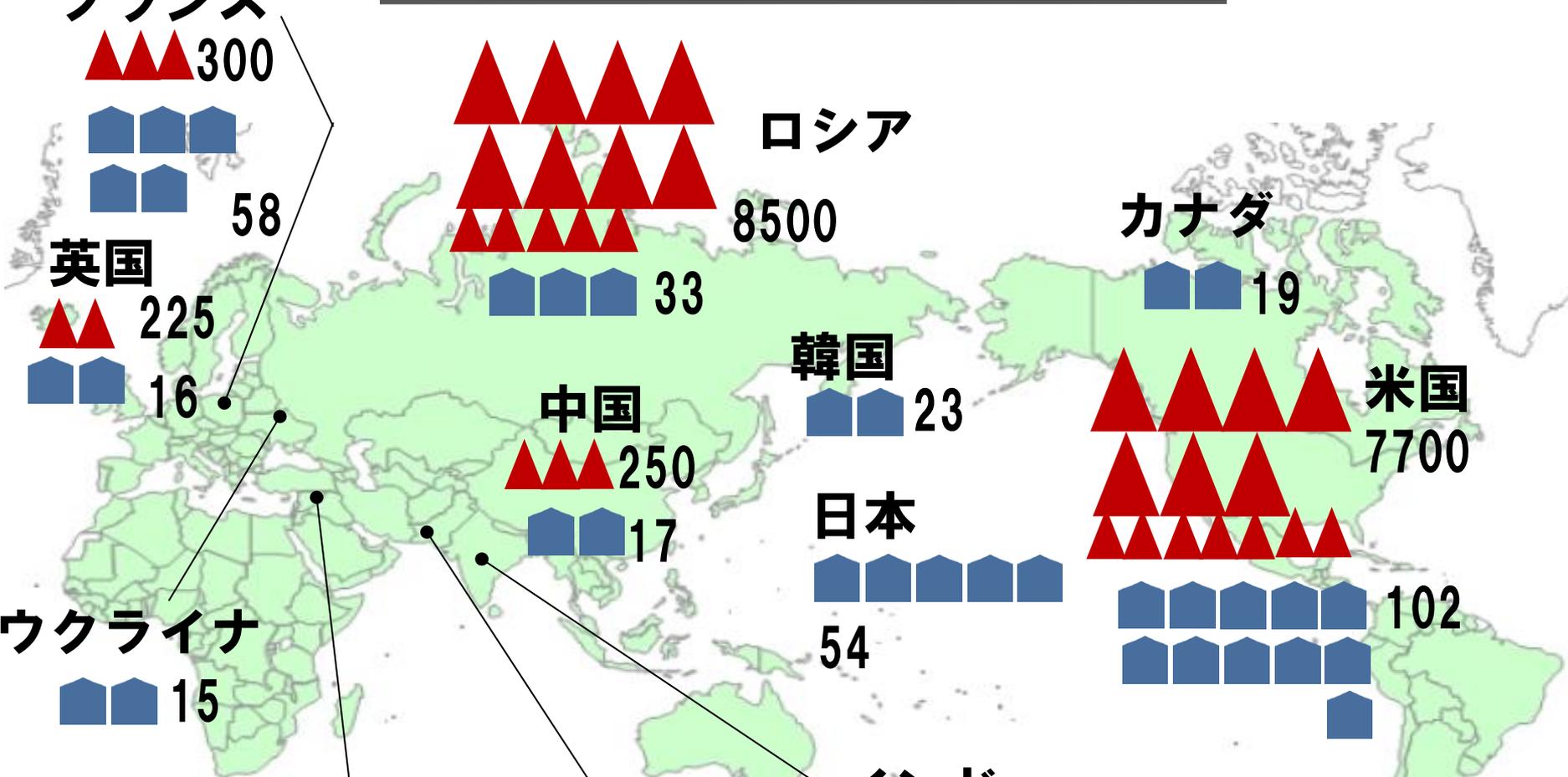


# 核時代に日本国憲法を考える —ヒューマニズムの視点から—



1. 核時代ってなに？

# 世界の核兵器 = ▲ と原発 = ㏒



原発がある国・地域			核兵器がある国		
アルゼンチン	ドイツ	スロベニア	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">                     NPTで核保有が許されている国                      ロシア    中国                      米国    英国                      フランス                 </div>		
アルメニア	ハンガリー	南アフリカ			
ベルギー	日本	スペイン			
ブラジル	韓国	スウェーデン			
ブルガリア	メキシコ	スイス			
カナダ	オランダ	ウクライナ			
チェコ	ルーマニア	台湾			
フィンランド	スロバキア				
					インド    パキスタン
					北朝鮮    イスラエル

# 原発事故

**スリーマイル島原発事故**  
1979年3月



**チェルノブイリ原発事故**  
1986年4月

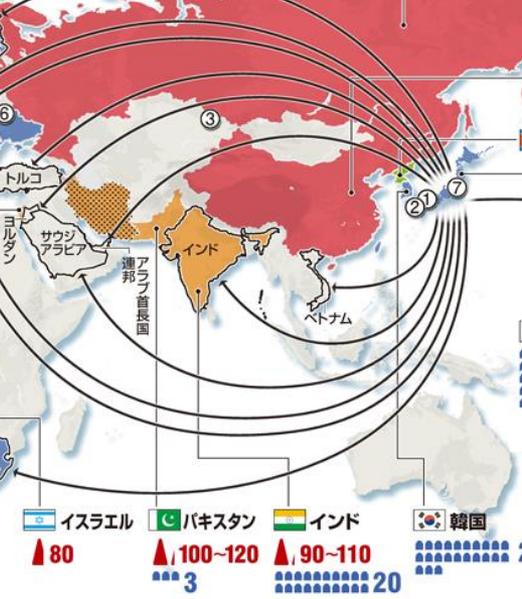


**福島第一原発事故**  
2011年3月



# 世界の核兵器と原発

- 核兵器を保有する国  
 ■ NPT締約  
 ■ NPT非締約  
 ■ 核兵器の保有疑惑のある国  
 ■ NPT脱退宣言(北朝鮮)  
 ■ 核開発疑惑(イラン)  
 ■ 非核兵器国で原発がある国・地域



日本が原発を輸出しようとしている国



核弾頭数はストックホルム国際平和研究所が毎年発表している。世界原子力協会の集計を参考にしている。

- 原発がある国・地域
- アルゼンチン
  - アルメニア
  - ベルギー
  - ブラジル
  - ブルガリア
  - カナダ
  - チェコ
  - フィンランド
  - ドイツ
  - ハンガリー
  - 日本
  - 韓国
  - メキシコ
  - オランダ
  - ルーマニア
  - スロバキア
  - スロベニア
  - 南アフリカ
  - スペイン
  - スウェーデン
  - スイス
  - ウクライナ
  - 台湾

- 核兵器がある国
- NPTで核保有が許されている国
- ロシア
  - 中国
  - 米国
  - 英国
  - フランス
- インド
- パキスタン
- 北朝鮮
- イスラエル

グラフィック: 若原 祥子 / The Asahi Shimbun

宇宙船地球号の乗員であり、地球市民である私たち。

## 核兵器と原発はコインの表裏



《植田和弘・  
京都大大学院教授》

2013/6/20朝日新聞

アトムズ・フォー・ピース演説  
(1953年アイゼンハワー米大統領)



原子力は夢のエネルギーと受け止められた



東京大学に原子力工学科、京都大学に原子核工学科を作り、最先端の学問で今後の成長産業だという雰囲気。「核兵器は悪だが、原子力は別」と分断されていた。

しかし技術的には、

原発がなければ核兵器は作れない

## 2. 核兵器, 原発, 日本国憲法の 背後にあるもの

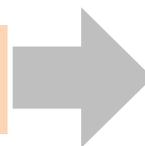
# 日本は潜在的核保有国



《黒澤満・  
大阪女学院大教授》

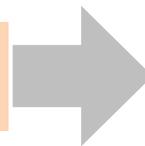
2013/6/20朝日新聞

核兵器保有



海外では日本が危ないと見られている

技術的側面



すぐ3千発くらいつくれると言われている

政治家らがときどき日本の核武装について言う。それが海外の専門家を刺激する。

本当に持たないなら、はっきりそう言うべきだ。

日本は潜在的核保有国

石破茂自民党幹事長 映像

# 日本は潜在的核保有国

石破茂自民党幹事長 「原発は核武装のために必要」  
福島原発事故後のニュースインタビュー



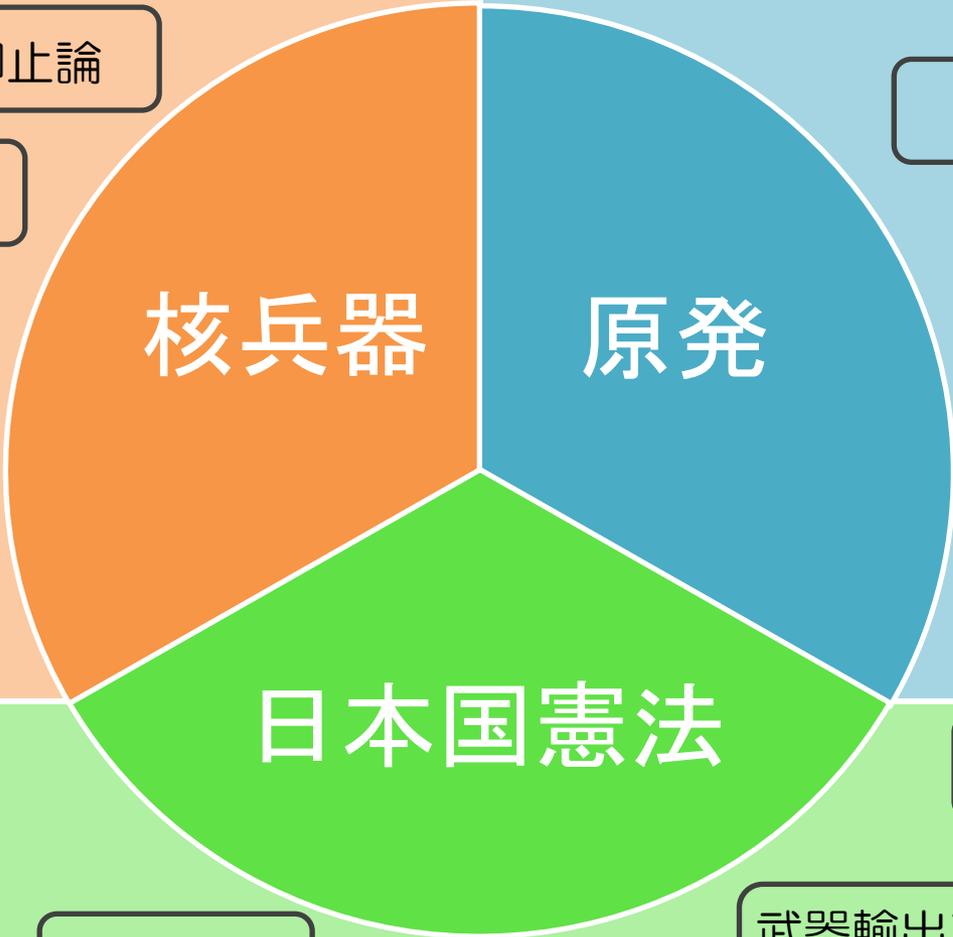
石破茂自民党政調会長 原発は核武装のために必要

日本は核を作ろうと思えばいつでも作れる、一年以内に作れるという状態にしておくのが「抑止論」。



# 核兵器, 原発, 日本国憲法の バックグラウンド

日本国憲法



核の傘

核拡散

核保有論

劣化ウラン弾

核抑止論

核拡散防止条約(NPT)

核兵器禁止条約(NWC)

核兵器の非人道性

核兵器の違法化

脱原発

原発推進

核廃絶

国民主権

集団的自衛権

国家主権

武器輸出三原則の緩和

非核三原則の形骸化

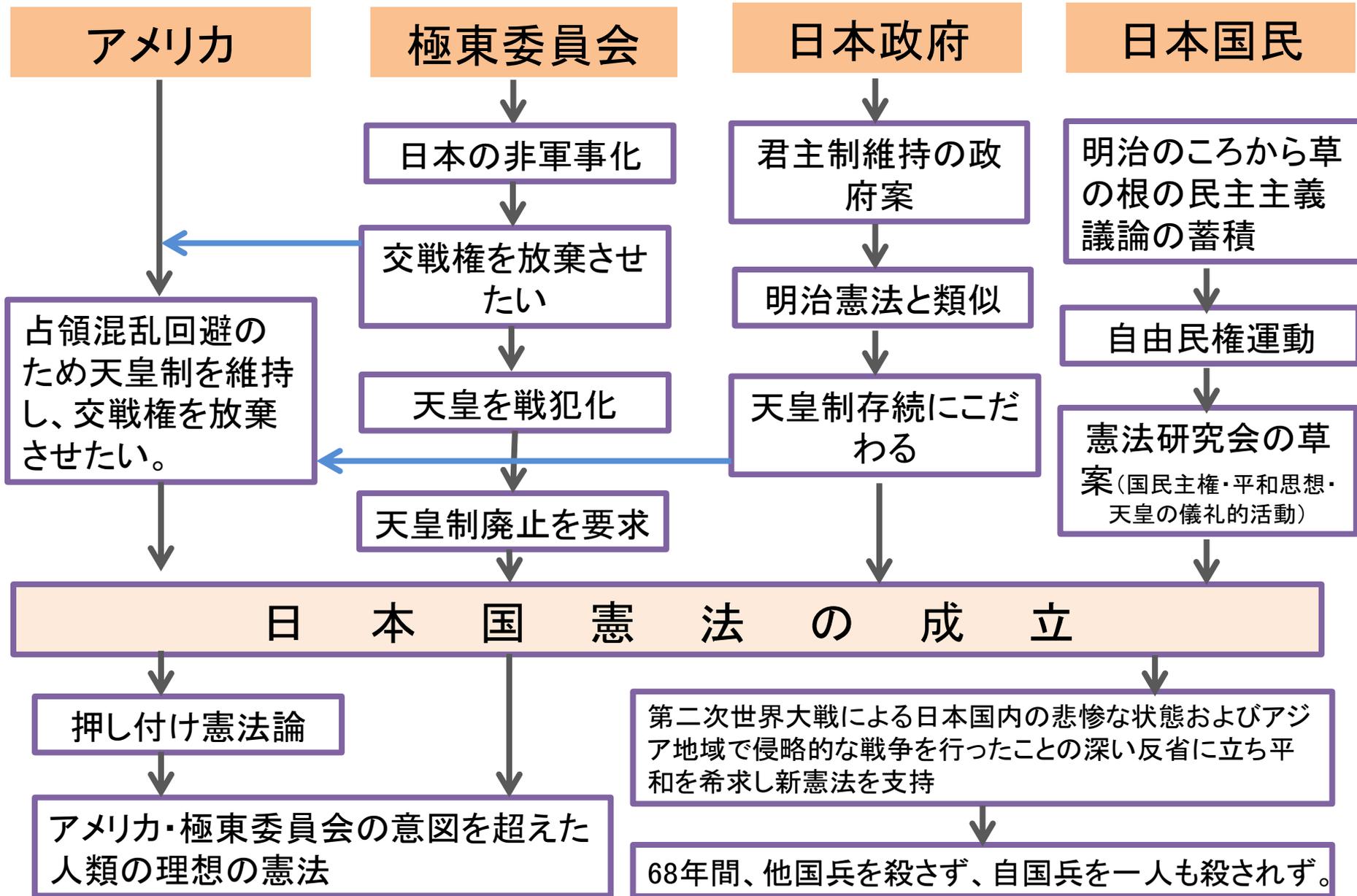
人間の安全保障

国家の安全保障

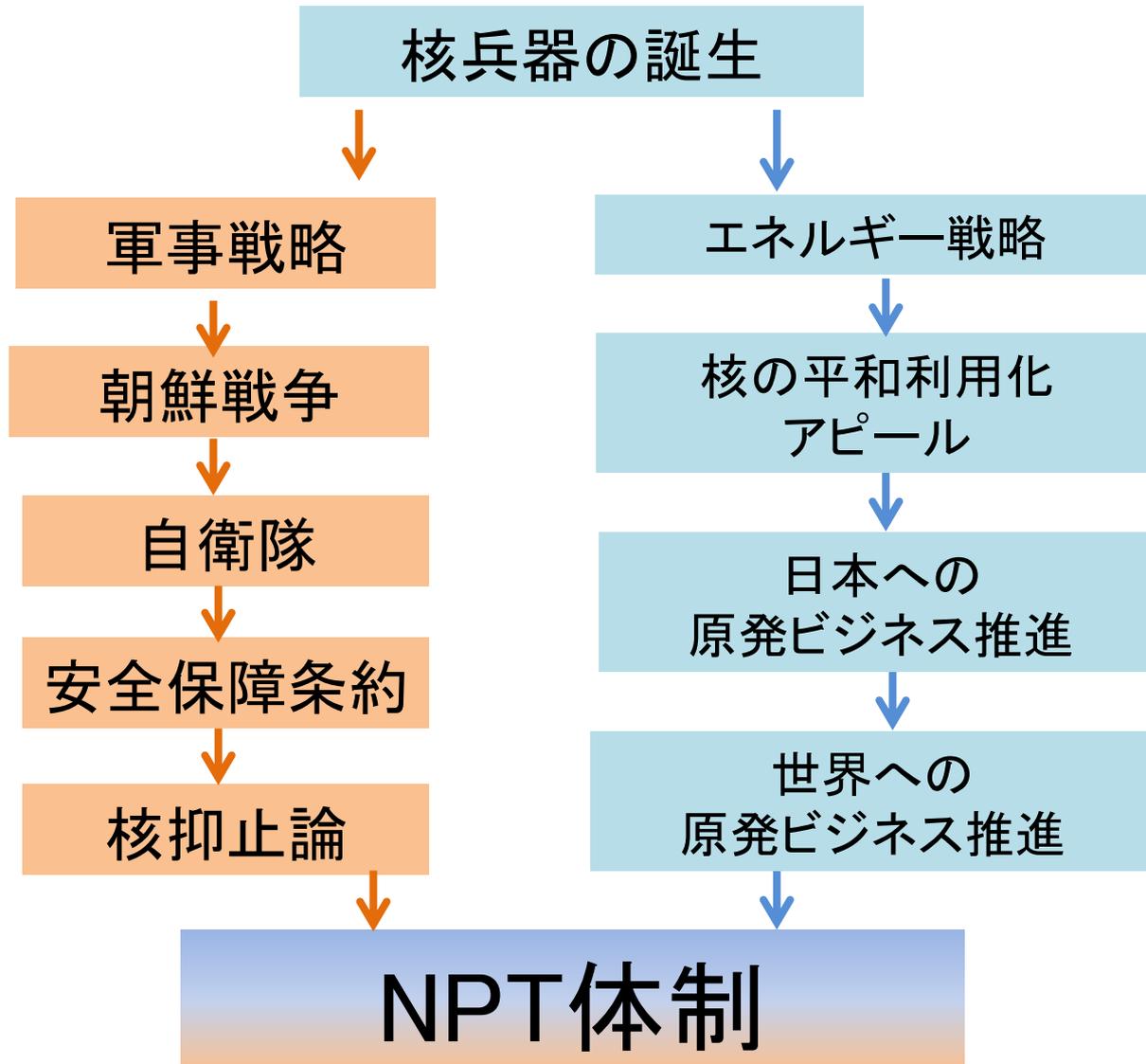
憲法9条

防衛産業

# 日本国憲法成立の過程と現在



# アメリカの核戦略



# 原発輸出について

《植田和弘・京大大学院教授》 2013/6/20 朝日新聞

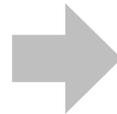


日本政府の説明



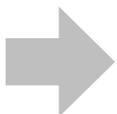
成長戦略

アメリカの事情



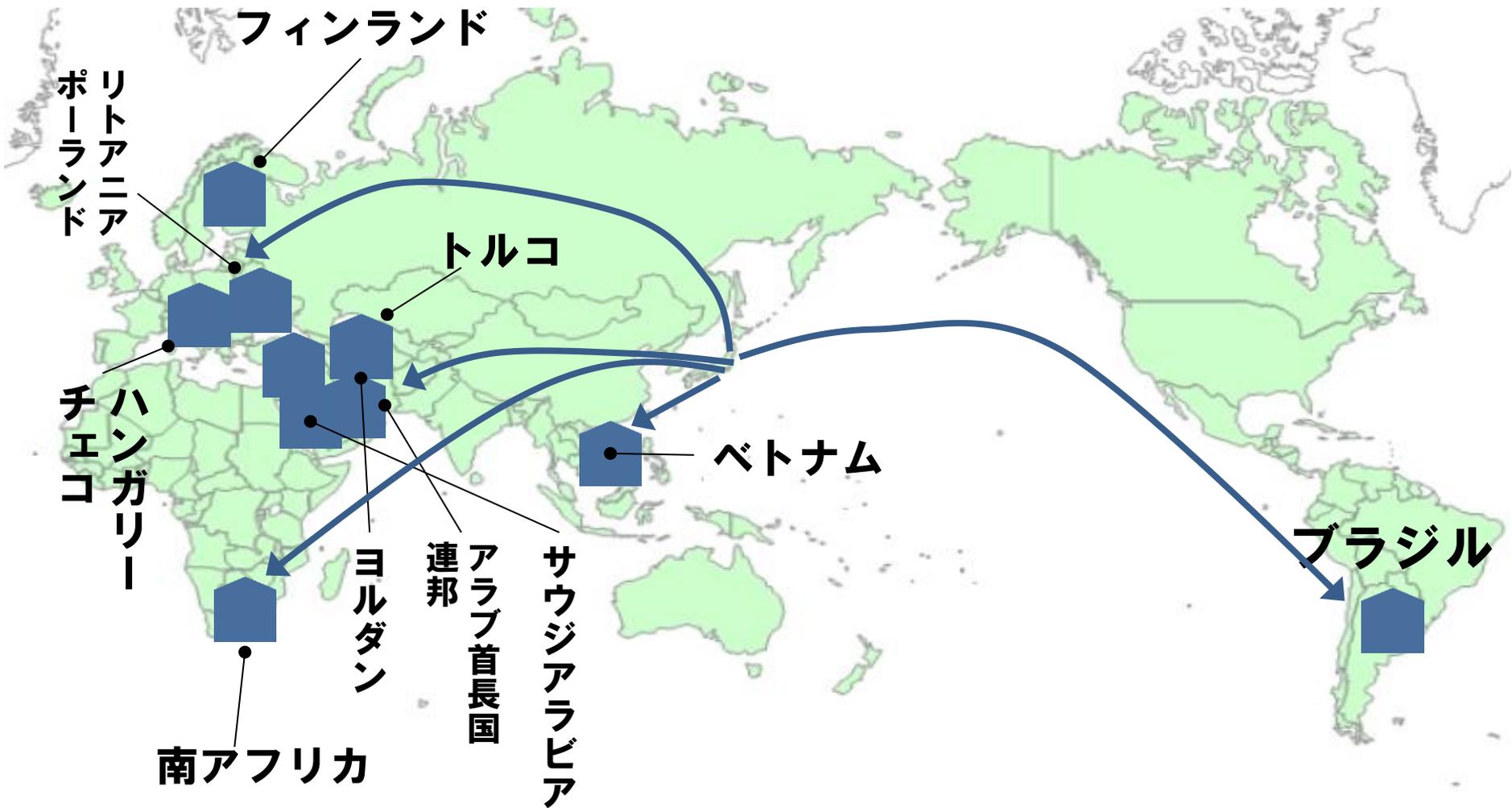
日本の原発部品供給がなければアメリカの原発ビジネスは成り立たない

買う側の論理



潜在的な核抑止力、  
軍事転用。

# 日本が原発を輸出しようとしている国



### 3. ヒューマニズムの視点から 核時代に日本国憲法を考える

## 一般的なヒューマニズムの定義

ヒューマニズムとは、

一般的に、人道主義ともいわれ

人類愛を根本におき人類全体の福祉の実現を目指す立場

その手段としても非人間的なもの(例えば残酷行為)を排斥する

# ヒューマニズムとは、人間が人間に対する根本的態度

## 人間生命の尊厳と平等を守る

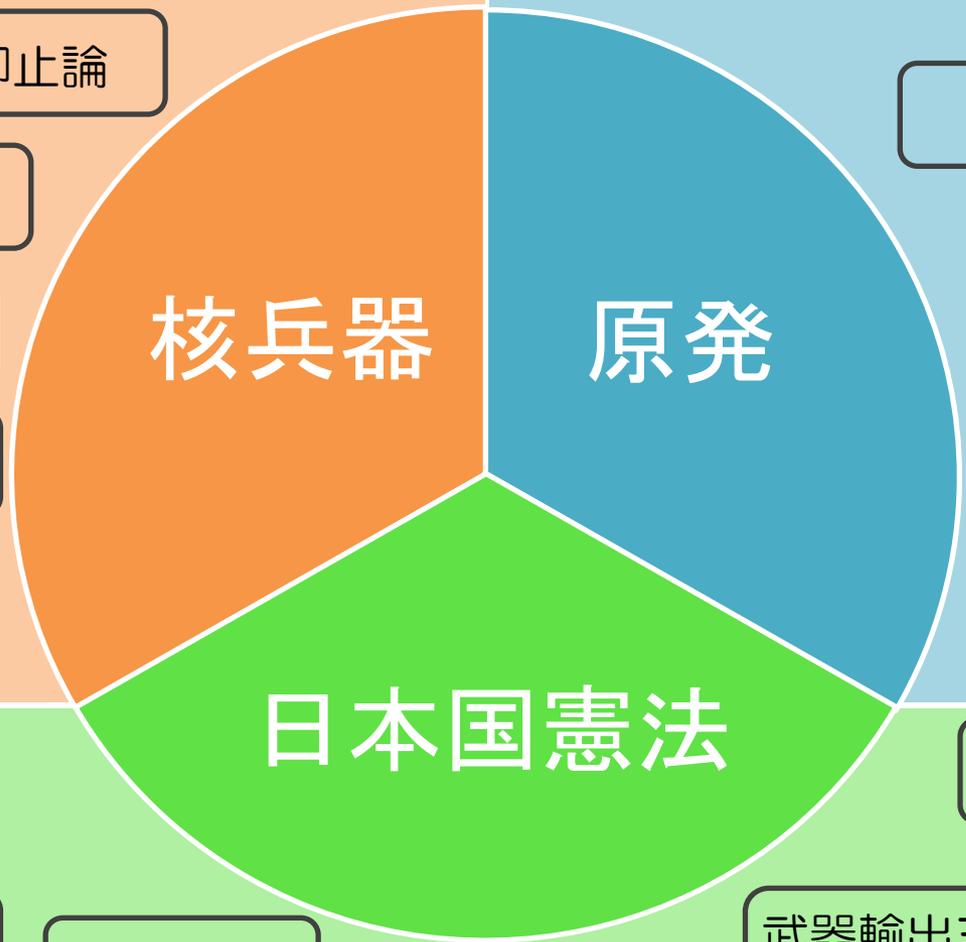
- 人間は人間を、絶対に殺してはならない。
- 違いを超えて、互いに理解し、尊敬しよう。

## 自他ともの幸福を目指す

- 他者の不幸の上に、自らの幸福を築いてはならない。
- 生きとし生けるものを慈しみ、苦悩する存在に共苦しよう。

## 非暴力の実践

- いかなる目的のためにも、暴力という手段を用いてはならない。
- 平和を創造するために、対話する勇気を持とう。



核兵器

原発

日本国憲法

核の傘      核拡散      核保有論

劣化ウラン弾      核抑止論

核拡散防止条約(NPT)

核兵器禁止条約(NWC)

核兵器の非人道性

核兵器の違法化

脱原発

原発推進

核廃絶

国民主権

集団的自衛権

国家主権

武器輸出三原則の緩和

非核三原則の形骸化

人間の安全保障

国家の安全保障

憲法9条

防衛産業

# 国家権力

国家主権

核拡散

核拡散防止条約  
(NPT)

劣化ウラン弾

核抑止論

原発推進

核の傘

国家の安全保障

集団的  
自衛権

非核三原則の形骸化

武器輸出三原則の緩和

防衛産業

核保有論

核廃絶

憲法9条

国民主権

脱原発

核兵器禁止条約  
(NWC)

核兵器の非人道性

人間の安全保障

核兵器の違法化

# ヒューマニズム

国民主権

人間の安全保障

核兵器の非人道性

核兵器の違法化

核兵器禁止条約  
(NWC)

核廃絶

脱原発

憲法9条

# 国家権力

国家主権

核抑止論

核の傘

核保有論

核拡散

原発推進

核拡散防止条約  
(NPT)

国家の安全保障

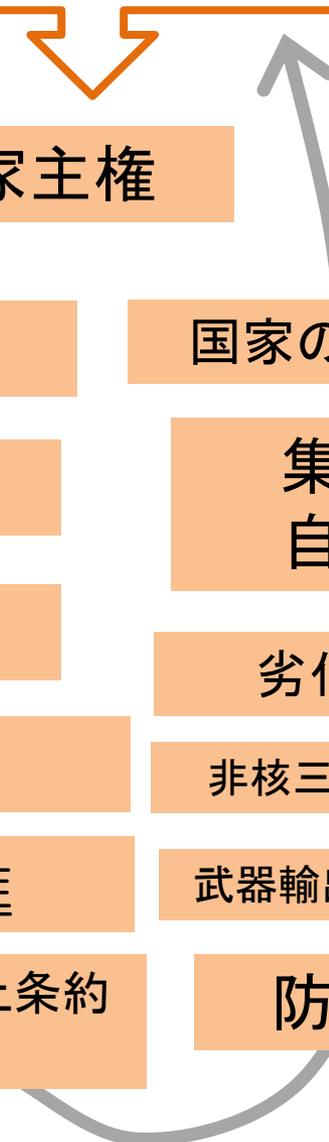
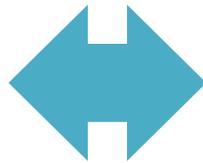
集団的  
自衛権

劣化ウラン弾

非核三原則の形骸化

武器輸出三原則の緩和

防衛産業



《黒澤満・大阪女学院大教授》

2013/6/20朝日新聞



安全保障は、国家の安全保障。

核兵器が使われれば被害を受けるのは個人

重要な議論は「人間の安全保障」

核抑止は役に立たないというように、核兵器をなくしていくことが重要。

# 集団的自衛権の行使と主張された戦争、武力行使

旧ソ連・ワルシャワ条約機構のチェコ侵攻  
(1968年)

アメリカによるドミニカ軍事介入  
(1965年)

旧ソ連によるハンガリー軍事介入(1956年)

アメリカなどによる湾岸戦争  
(1991年)

アメリカのニカラグア侵攻  
(1981年)

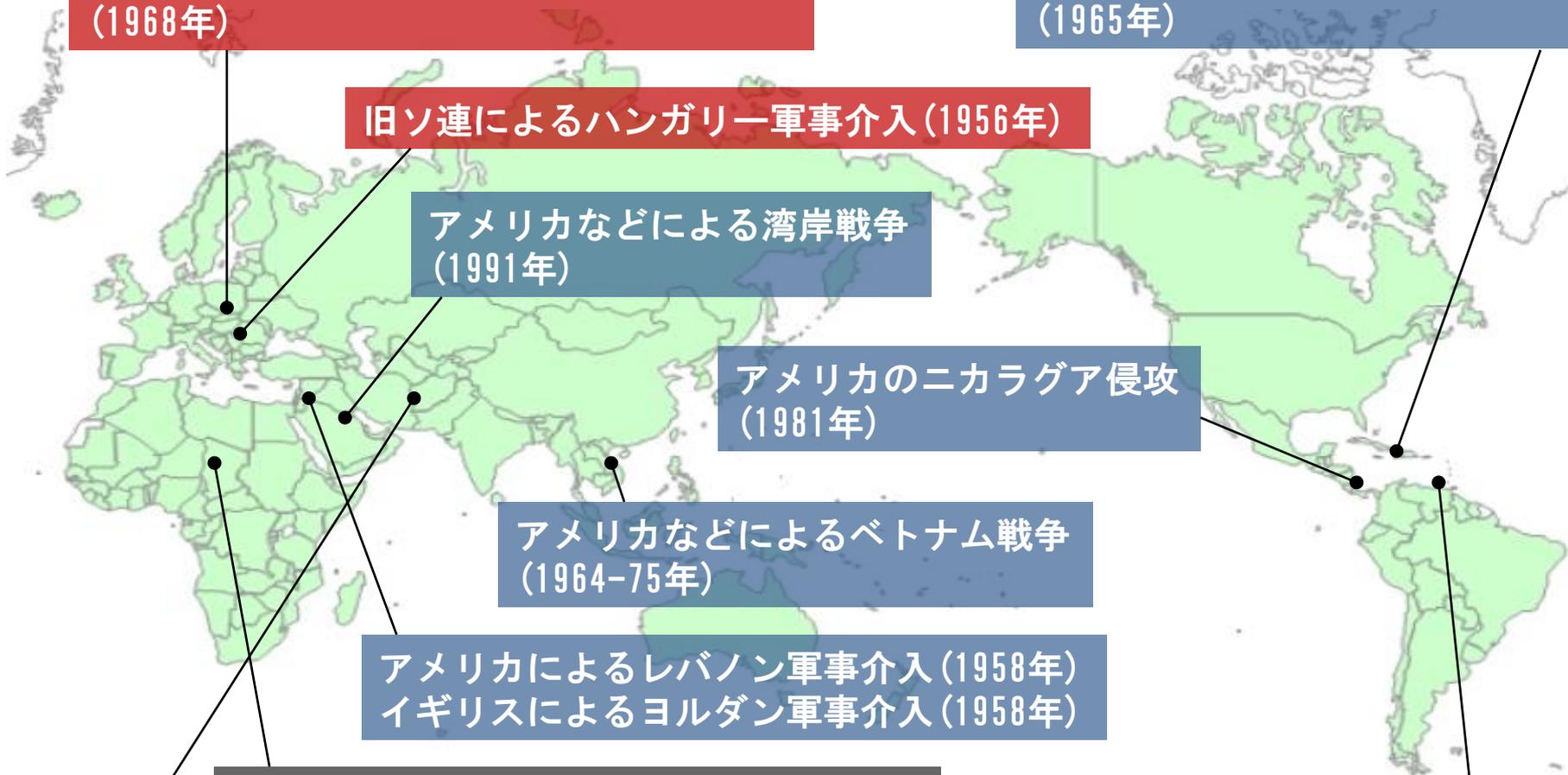
アメリカなどによるベトナム戦争  
(1964-75年)

アメリカによるレバノン軍事介入(1958年)  
イギリスによるヨルダン軍事介入(1958年)

フランスによるチャド軍事介入(1983年)

旧ソ連によるアフガニスタン戦争(1979-88年)  
アメリカ・NATOによるアフガニスタン戦争(2001年)

アメリカによるグレナダ侵攻  
(1983年)



■日本国憲法

前文（抜粋）

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、

ヒューマニズムとは、  
人間が人間に対する根本的態度

## ■日本国憲法

### 前文（抜粋）

日本国民は、恒久の平和を念願し、**人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、**平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう**と決意した。**われらは、**平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう**と努めている**国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。**われらは、**全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。**

人間生命の尊厳と  
平等を守る

# ■日本国憲法

## 前文（抜粋）

日本国民は、恒久の平和を念願し、**人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、**平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと志す。われらは、平和を維持し、専らわが身に有利な安全と生存を謀るのではなく、**自他とも幸福を目指す**、平和と民主主義を擁護し、**世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。**

われらは、**いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものである、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。**

日本国民は、**国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。**

## 第二章 戦争の放棄 第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。  
国の交戦権は、これを認めない。

非暴力の実践